

四街道市開発行為指導要綱の一部を改正する告示

四街道市開発行為指導要綱（平成8年告示第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「ひかりあふれ笑顔が明日^{あす}をつむぐまち」としての」を「市の総合計画で掲げる将来都市像の実現に向けた」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第9条中「共同住宅にあっては」の次に「原則として住生活基本法（平成18年法律第61号）による」を加え、「を確保した住宅建設計画」を削る。

第10条第1項中「原則として150平方メートル以上とすること」を「四街道市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成26年条例第 号）に基づくものとする」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

開発行為の区域内に配置すべき道路は、四街道市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例及び四街道市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）に基づくものとする。

第17条第2項を削り、同条第3項中「前2項に規定する」を「開発行為の区域内に配置すべき」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第18条第1項及び第2項を次のように改める。

開発行為の区域内に配置すべき公園は、四街道市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例及び四街道市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第4号）に基づくものとする。

2 事業者は、開発行為を計画するときは、四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和60年条例第28号）の規定を遵守し、開発区域内の緑地の保全及び緑化に努めなければならない。

第18条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第19条に次の1項を加える。

3 事業者は、開発区域内の飲用水（生活用水を含む。）として、地下水等の自己水源の使用を計画するときは、施設の用途、規模若しくは給水人数によっては、施設工事の着手前に水道法（昭和32年法律第177号）又は四街道市小規模水道条例（平成25年条例第37号）に基づき、あらかじめ工事内容の確認を受ける必要があるため、関係機関と協議するものとする。

第20条第3項中「都市下水路等」を「排水路等」に改める。

第24条の見出しを「（快適環境の創造等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、50ヘクタール未満の開発行為にあつては、あらかじめ開発区域及びその周辺の地域における公害の防止及び自然環境の保全に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第38条を次のように改める。

第38条 削除

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

別表第3を次のように改める。

別表第5中「第19条第2項」を「第19条第2項及び第3項」に改める。
別表第8及び別表第9を次のように改める。

様式第 1 号中	を
「(1) 建物計画図 (平面図・立面図) (2) 道路計画図 (平面図・立面図) (3) 日影図 (中高層建築物のみ) (4) タイプ別住戸専用面積表 (5) 委任状」	「(1) 建築計画図(平面図・立面図) (2) 道路計画図(平面図・立面図) (3) 給水計画概要及び関係図面 (水道事業センター用) (4) 日影図(中高層建築物のみ) (5) タイプ別住戸専用面積表 (6) 委任状」

に改める。

様式第 1 1 号中「(8) 登記承諾書」を「(8) 登記原因証明情報兼登記承諾書」に改める。

様式第 1 2 号中「(7) 登記承諾書」を「(7) 登記原因証明情報兼登記承諾書」に改める。

様式第 1 3 号中「完了しましたので」を「完了し^{帰属} 手続きが終了しましたので」に
寄附

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の四街道市開発行為指導要綱（以下「改正前の要綱」という。）に基づく開発行為の事前協議の申請がなされているものであって、平成 26 年 9 月 30 日までに事前協議が成立したものについては、改正前の要綱は、なおその効力を有する。

3 この告示の施行日前に調製した用紙は、この告示の施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。